

## 令和8年度 松本市若者チャレンジ応援事業募集要項

### 1 趣旨

次代を担う若い世代が活躍できるまちづくりを促進するため、若者によるまちの魅力向上や地域の課題解決に挑戦する事業に対して財政的な支援を行う。

### 2 応募資格

- (1) 3名以上の若者（15歳以上35歳未満の者）で構成されている団体であること
- (2) 市内に活動拠点を有する又は市内を活動地域としていること
- (3) 若者が主体となって事業を実施する団体であること

### 3 対象事業（次のいずれかに該当）

- (1) 市内の地域課題の解決やまちの魅力向上に取り組む事業
- (2) 公益的、社会貢献的な事業であって、新たな成果を生み出すことを目指す事業  
※同一事業への交付は3回まで

### 4 対象外事業

- (1) 特定の個人又は団体の営利を目的とする事業
- (2) 本市が実施する他の補助制度等の補助を受けている事業
- (3) 政治的又は宗教的な活動を目的とする事業
- (4) 選挙運動又はこれに類する活動を目的とする事業
- (5) その他市長が適当でないと認める事業

### 5 補助対象経費

交付対象事業に要する経費から、交付対象外経費及び他の補助金、事業収入等を除いた経費とする（印刷製本費、消耗品費、備品購入費、備品購入費、報償費など）。

※交付決定の前に、事業に着手してはならない。

※ただし、市長がやむを得ない事由があると認めた場合は、松本市若者チャレンジ応援事業補助金事前着手届（様式第6号）を提出した上で事業着手が可能

### 6 採択予定件数 10事業程度

### 7 補助金の交付等

- (1) 補助額 下限1万円 上限10万円
- (2) 補助率 対象事業費の10/10以内（ただし予算の範囲内）  
※予算の範囲内において交付するため、減額して採択の可能性あり

### 8 応募方法

- (1) 若者参画課と事前相談を行うこと
- (2) 次の応募書類に必要事項を記入の上、若者参画課へ提出すること
  - ア 松本市若者チャレンジ応援事業補助金交付申請書（様式第1号）
  - イ 松本市若者チャレンジ応援事業計画書（様式第2号）
  - ウ 団体構成員の名簿
  - エ その他市長が必要と認める書類

### 9 提出期間

令和8年4月27日（月）から令和8年12月25日（金）まで随時

※予算に達し次第、受付終了

※審査に時間を要するため、事業開始予定日の2か月前までに要応募

### 10 審査

- (1) 申請があった事業について、その内容を審査し、事業の採択及び交付額を市長が決定する。
- (2) 審査の基準は、以下の項目とし、事業計画書をもとに総合的に審査を行う。

(3) 各月のはじめに、前月に申請があった事業について、まとめて審査を行う。

項目	審査ポイント
公益性	多くの市民の共感や事業効果が期待できるもの
主体性	若者自らが課題意識を持って主体的に行動しようとする姿勢が感じられるもの
創造性	若者ならではの視点。アイデアを生かした独創性のあるもの
協働性	他団体、行政、企業等の多様な主体とのつながりや連携が具体的に感じられるもの
実現性	日程、場所、予算等の計画が妥当かつ現実的で、実現可能性の高いもの
発展性	持続的かつ今後の展開が期待でき、他に波及効果が期待できる先進性のあるもの

1 1 事前相談及び書類の提出先

〒390-0811 松本市中央1-18-1 (Mウイング1階)

松本市こども若者部若者参画課

TEL : 0263-34-2070

Mail : wakamono@city.matsumoto.lg.jp



